

項目	この度、南大阪医療生協では「憲法 9 条の碑」建立に向けて計画を進めることとなりました。現在、世界では 50 を超える国や地域で戦争や紛争が起きています。今こそ平和について考え、日本国憲法における「日本国憲法第 9 条」の大切さ、これを守る行動を起こすことが必要ではないかと企画するに至りました。全国でも、「9 条の碑」建立の運動はひろがり今年になり 6 基が追加され、39 基が建てられています。さらに、年内に 4 基が建立される予定になっており、私たちもこの運動に加わりたいと考えています。 つきましては、区民に広く見てもらい知ってもらう機会をつくりたいと考え、住之江区役所の敷地内に建てることを要望し、要望書を提出させていただきます。 ご検討の程よろしくお願いいたします。 大きさ：縦、横、高さ 1.5メートル程度の石碑 文 面：日本国憲法 第二章 戦争の放棄 第 9 条 費 用：石碑、建立資金等はひろく募金を呼びかけます
	(回答) 本市では、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」との規定に基づき、所有する行政財産の使用を許可しております。また、その具体的な使用許可にかかる範囲及び基準については、本市にて「行政財産の目的外使用許可に係る審査基準等について（以下、「審査基準」とします。）」を定めており、当該審査基準に基づき使用許可の可否について判断することとしています。 今回のご要望については、当該審査基準に該当せず、お受けいたしかねます。 今後とも、当区行政にご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。
担当	住之江区役所 総務課・総務担当 電話：06-6682-9903